

平成 2 3 年度 統計法施行状況報告

(行政記録情報等の活用関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 財務省、国税庁及び経済産業省では、平成 21 年度から基本計画に基づき、税務データのオーダーメイド集計の形態による集計表の利用可能性について、経済産業省が所管する各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用の検討を行ってきた。</p> <p>しかし、統計調査(経済センサス-活動調査を含む。)と税務データとは、①被調査者(申告者)の単位が統計調査は事業所単位であるが、税務データは法人単位であり、マッチングが困難であること、②税務データの「所得金額」と統計調査の「出荷額」、「販売額」などとはそもそも概念に相違があり、比較が困難であることが確認された。</p> <p>また、税務データは全てが電子化されているわけではなく、税務データの集計表に統計調査への活用に当たって有用な項目を表章するためには、税務データの更なる電子化が必要であるが、現下の厳しい財政状況では予算措置は容易ではない。</p> <p>以上を踏まえ、3省庁間で検討を重ねた結果、平成 24 年3月に、オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は困難との結論に至った。【財務省及び経済産業省】</p>	実施困難	—	
<p>○ 平成 23 年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成 22 年 12 月 17 日に統計委員会へ諮問し、第 25、28、29 回人口・社会統計部会による審議を経て、平成 23 年 4 月 22 日に統計委員会において答申が採択され、平成 23 年度調査から活用を開始した。【以上厚生労働省】</p>	実施済	—	【第 2WG で審議】
<p>○ 2008 年漁業センサス(平成 20 年 11 月実施)において一部地域で試行した結果を踏まえ、2008 年調査の課題等を整理・検討し、2013 年漁業センサスの実施計画に係る統計委員会への諮問・審議(平成 24 年度諮問予定)の中で、2013 年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p>	検討中	平成 24 年度中を目処に結論を得る見通し	
<p>○ 法人土地基本調査については、有識者を含めた「土地基本調査検討会」を設置して次回調査に向けた調査設計を行っており、固定資産課税台帳データに限らず、広く行政情報活用の可能性について検討している。【国土交通省】</p>	検討中	平成 24 年度中を目処に結論を得る見通し	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 行政記録情報等の調査の原則化	<p>○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。</p> <p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	<p>○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成 22 年国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、行政記録情報(住民基本台帳、外国人登録原票)の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として活用。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 平成 23 年度の犯罪被害実態(暗数)調査において、行政記録情報(住民基本台帳)を活用し、調査を行った。【法務省】</p> <p>○ 平成 23 年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。</p> <p>○ 社会医療診療行為別調査、医療費の動向調査及び医療施設調査について、平成 23 年度から行政記録情報を活用し、統計作成を行った。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【農林水産省】</p> <p>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】</p> <p>○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】</p> <p>○ 平成 23 年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認した。【内閣府(統計委員会)】</p>	継続実施	—	
[各府省ともに、平成 23 年度における該当事例はない。]	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	<p>○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み</p>	総務省	平成 23 年度を目途に結論を得る。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「行政記録情報等の活用に関する環境整備」を検討する会議の設置については、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)で当該検討を行うことを、平成 21 年 9 月 30 日に開催された第 1 回検討会議において決定したことにより、措置済み。</p> <p>○ 左記①及び②の検討課題については、検討会議において、事業所母集団データベースに格納すべきとされている行政記録情報を中心に具体的な検討を進め、その結果に基づき行政記録情報の活用を推進しているところ。</p> <p>○ また、上記以外に、各府省が行政記録情報を統計作成に活用するに当たり、他の府省が保有している行政記録情報を活用する場合など総務省(政策統括官室)が検討すべき案件の有無等を把握するため、平成 22 年度及び 23 年度の 2 回にわたり、各府省に対し当該活用等に関する実態調査を実施。その結果については、第 3 回検討会議(平成 23 年 4 月 28 日開催)及び第 4 回検討会議(平成 24 年 3 月 30 日開催)に報告し、情報共有を図っているが、平成 23 年度末現在、総務省(政策統括官室)が検討すべき案件は把握されていない状況。</p> <p>○ 以上のとおり、左記検討課題については、今後、行政記録情報の活用等に関する実態調査を引き続き実施し、その結果、総務省において新たに検討すべき案件が把握された場合には、検討会議を活用して検討を行う予定。</p>	<p>実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)</p>	<p>—</p>	

資料 38 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要

I 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態

行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査（以下「実態調査」という。）の平成 23 年度結果では、表 1 のとおり、行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）として各府省等から報告された統計は 115 件^(注)であり、前年度実態調査結果の 109 件よりも 6 件増加している。

(注) 報告件数については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 23 年 9 月 14 日改定）の「別紙 1 政府統計一覧」に業務統計として掲載されているものが中心となっているが、各府省の自主申告によるものであり、これら以外にも定期的に刊行・発表されているものがあると考えられるため、次回の実態調査の際には、調査対象とする業務統計の範囲を見直し、より明確化を図った上で実施する予定（後述（2）参照）。

表 1 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）

府省等	件数		府省等	件数	
	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 22 年度	平成 23 年度
人事院	4	4	厚生労働省	16	<u>19</u>
公正取引委員会	1	1	農林水産省	16	16
警察庁	2	2	(林野庁)	(2)	(2)
消費者庁	0	<u>2</u>	(水産庁)	(2)	(2)
総務省	18	18	経済産業省	5	5
(公害等調整委員会)	(1)	(1)	(資源エネルギー庁)	(4)	(4)
(消防庁)	(2)	(2)	(特許庁)	(1)	(1)
法務省	12	12	国土交通省	14	<u>13</u>
外務省	4	4	(海上保安庁)	(1)	(1)
財務省	8	8	環境省	5	<u>7</u>
(国税庁)	(3)	(3)	—	—	—
文部科学省	4	4	計	109	115

(注) 下線部は、平成 22 年度実態調査結果と異なる部分を示す。以下同様

II 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例

実態調査の平成 23 年度結果では、表 2 のとおり、母集団情報の整備等、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査は 36 件であり、前年度結果の 30 件よりも 6 件増加している。

表 2 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査

府省等	件数	
	平成 22 年度	平成 23 年度
総務省	3	<u>4</u>
法務省	0	<u>1</u>
財務省	1	1
(国税庁)	(1)	(1)

厚生労働省	11	<u>14</u>
農林水産省	5	5
経済産業省	4	<u>5</u>
(資源エネルギー庁)	(3)	(3)
(特許庁)	(1)	(1)
国土交通省	6	<u>7</u>
計	30	36

(注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省に計上するが、計には1として計上している

また、平成23年度実態調査で把握した36件を行政記録情報等の活用形態別に分類すると、表3のとおりである。

表3 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査

活用形態		件数		統計調査名 (平成23年度分)
		平成22年度	平成23年度	
調査対象の 把握関係	母集団情報の整備	20	<u>23</u>	経済センサス-基礎調査 等
	新設等された事業所を調査対象候補として把握するために活用	1	1	毎月勤労統計調査
統計作成の 活用関係	行政記録情報等として得られた情報を基に調査票を作成 等	15	<u>17</u>	医療施設調査(医療施設動態調査) 等
	行政記録情報等を統計調査結果と合わせることで統計を作成	0	<u>2</u>	社会医療診療行為別調査 等
欠測値等補完等		2	2	国勢調査 等
計		30	36	—

(注) 複数の活用形態が採られている統計調査についてはそれぞれの活用形態に計上しているため、件数の合計と計は必ずしも一致しない。

なお、平成23年度実態調査で把握した36件を、統計調査を実施する機関(統計調査実施機関)と当該調査への活用が図られている行政記録情報等を保有する機関(行政記録情報等保有機関)との関係別に分類すると、表4のとおりである。

表4 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査(関係別)

関係	件数		統計調査名 (平成23年度分)
	平成22年度	平成23年度	
統計調査実施機関と行政記録情報等保有機関が同一府省等である統計調査	17	<u>19</u>	医療施設調査(医療施設静態調査) 等
統計調査実施機関と行政記録情報等保	13	<u>17</u>	経済センサス-基礎調査

有機関が異なる府省等である統計調査			等
計	30	36	—

III 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

実態調査の平成 23 年度結果では、表 5 のとおり、行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の各府省等の合計件数は 8 件であり、前年度結果の 9 件よりも 1 件減少している。なお、8 件のうち 7 件については、行政記録情報等の活用による調査事項の代替等が検討されている。

表 5 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査

府省等	件数	
	平成 22 年度	平成 23 年度
総務省	1	<u>0</u>
財務省	1	1
厚生労働省	4	<u>4</u>
農林水産省	2	2
経済産業省	1	<u>0</u>
国土交通省	1	1
計	9	8

(注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省に計上するが、計には 1 として計上している。